一宮市立瀬部小学校長

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入等について

(独)日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度は、下記のとおり、学校の管理下で災害(負傷、疾病など)が発生したとき、児童生徒のために災害共済給付(医療費などの支給)を行う、国・教育委員会・保護者の三者による公的共済制度です。本校としましては、在校生全員を加入させたいと思いますので、別紙同意書に記入のうえ、ご提出いただきますようお願いします。

なお、共済給付に係る掛金額は、児童生徒一人あたり年額935円であり、一宮市では保護者の方に460円のご負担をお願いし、残額は教育委員会の負担となっております。掛金の保護者負担分につきましては後日納入の依頼をいたしますので、よろしくお願いします。

記

## 1 給付対象・給付金額の概要

| 災害           | 災 害 の 範 囲  | 給 付 金 額  |
|--------------|--|--|
| けがや病気<br>の場合 | 医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が<br>1つの災害につき500点(5,000円)以上とな<br>るもの | 療養に要する費用の額の1割相当額<br>(病院等窓口での自己負担額がなくても、給付を受けることができます。) |
|              | *特定療養費等保険外診療分は含まれません。                                    | *入院時食事療養費の標準負担額も対象。                                    |
| 障害が残っ<br>た場合 | けがや病気が治った後に残った身体の障害で、<br>その程度により1級〜14級に区分されます。           | 障害見舞金(※)<br>4,000万円(1級)〜88万円(14級)<br>*通学中は、その半額        |
| 死亡した場合       | 事故や病気による死亡。  | 死亡見舞金(※)<br>3,000万円<br>*通学中・突然死は半額                     |

※災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します

## 2 給付対象となる「学校の管理下」の範囲

学校の教育活動中(遠足・修学旅行などの校外活動および部活動を含む)、休憩時間中、通学中のすべてを含みます。

## 3 給付金の受取方法について

教育委員会から保護者の方が学校で登録いただいております引落用のゆうちょ銀行口座宛に、直接振り込む運用となります。(引落口座がない方は現金受取となります。)なお、口座情報を学校から教育委員会に報告しますが、口座情報が給付金の振込目的以外で使用されることはありません。また、保護者と口座名義人が相違する場合は、口座名義人に受取を委任するものとします。

## 4 同意書について

保護者氏名欄は、保護者ご自身でペンによる署名をお願いします。(押印は不要です。)

以上